

資料4

その他(1)

ふれあいバスの運賃改定について

八街市コミュニティバス「ふれあいバス」の運賃改定について

1. 意見募集の主旨

八街市コミュニティバス「ふれあいバス」は、平成 11 年の運行開始以来、一度も運賃改定を実施せず、市民の足として運行を維持してまいりました。

しかし、昨今の物価高騰や燃料費の高騰のほか、運転手の労働時間に関する 2024 年問題に伴う人件費についても高騰に拍車がかかっており、公共交通を取り巻く環境は年々悪化しております。

本市の「ふれあいバス」についても例外ではなく、運行経費は年々増大しており、現行の運賃収入額では、運行を維持できなくなることが見込まれております。

このため、コミュニティバス運行事業の収支を改善し、持続可能な施策とすることを目的に、運賃改定を実施しようとするものです。

なお、この意見募集は、協議運賃を定めるため、道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づき実施するもので、寄せられた意見は、八街市地域公共交通協議会運賃協議分科会における協議の参考といたします。

2. 運賃改定の内容

一般の運賃を 200 円から 300 円に、障害者手帳・療育手帳・障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者は、無料から 100 円に改定します。

なお、小中学生の運賃はこれまでどおり 100 円とします。

(1) 1 乗車あたりの運賃

	変更前	変更後
一般	200 円	300 円
小中学生	100 円	100 円(改定なし)
障害者手帳・療育手帳・ 障害者保健福祉手帳の いずれかを所持する者	無料	100 円

(2) 1日自由乗車券

- ・ 一般 (改定前) 400 円 ⇒ (改定後) 600 円
- ・ 小中学生 (改定前) 200 円 ⇒ 改定なし
- ・ 障害者手帳、療育手帳、障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者
(改定前) 無料 ⇒ (改定後) 200 円

(3) 回数券

- ・ (改定前) 200 円券 11 枚綴り ⇒ (改定後) 300 円 11 枚綴り
2,000 円 3,000 円
- ・ (改定前) 100 円券 11 枚綴り ⇒ 改定なし
1,000 円

3. 運賃改定による収支について

(単位：円)

	変更前見込み	変更後見込み	増減
運賃収入	14,196,000	23,114,000	8,918,000

4. 今後のスケジュール

運賃を改定するには、八街市地域公共交通協議会運賃協議分科会において、運賃の改定について協議を諮り、協議が調った後、運賃を変更する30日前までに、関東運輸局千葉運輸支局へ届出を提出する必要があります。

また、運賃協議分科会を開催するにあたり、事前に住民からの意見を反映させる措置（市ホームページや広報やちまたなどによる意見募集）を講ずる必要があります。

【参考】住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。(道路運送法第9条第5項)